

3 申請手続の負担軽減等の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>検査検定制度及び資格制度について、これらの制度を利用する者の負担軽減を図る観点からは、前記項目1及び2のとおり、手数料等の適正な設定（項目1関係）や事業の実施主体における適正な会計処理（項目2関係）が必要であるが、さらに、①申請手続の負担軽減、②資格取得要件の緩和、③情報提供の充実などの利用者への配慮についても重要である。</p> <p>これらについては、例えば、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与を受けて政府関連公益法人（注）が実施している事務・事業に関して、①必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか等の視点に立って徹底的な見直しを行うこと、②情報公開、情報提供が徹底されているか等の視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映することなどとされている。</p> <p>（注） 国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するもの）をいう。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(1) 申請手続の負担軽減</p> <p>ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見要望</p> <p>今回、検査検定制度及び資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ（注）、644件の意見要望のうち、申請手続の負担軽減を求める意見が63件（9.8%）あり、その中には、以下のようなものがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 一度提出した書類を何度も提出させないでほしい（23件） ii) 中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい（3件） iii) 受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい（2件） iv) 申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい（2件） <p>（注） ①内閣府の「国民の声」（平成22年2月17日から同年6月17日まで）、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集（平成22年7月1日から同月23日まで）、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査（資格取得者等からの意見聴取（平成22年10月1日から同年11月30日まで））により把握した。</p> <p>イ 申請手続の簡素化を図る余地のある例</p> <p>今回、上記アの意見要望等を踏まえ、31検査検定制度及び108資格制度</p>	<p>表Ⅱ-3-①～④</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-ア</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-</p>

<p>に係る申請手続について調査したところ、①受験申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの（マンション管理士）、②受験資格の確認を簡素化し、関連書類の一部の提出を求めているもの（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）など、受験申請に際して、申請手続の簡素化が図られているのがみられた。</p> <p>しかしながら、その一方で、次のとおり、申請手続の簡素化を図る余地のあるものがみられた。</p> <p>① 更新検査等の受検申請に際して、新規検査等の際に一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの（消防用設備等の認定等3制度）</p> <p>② 受験申請等に際して、受験資格の審査等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているもの</p> <p>i) 中学校卒業が受験資格の一つとされており、それを確認するために出身学校の卒業証明書の提出を求めているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていることから、一律にこれを提出させる必要性が乏しいなどのもの（クリーニング師等2制度）</p> <p>ii) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの（クリーニング師等3制度）</p> <p>③ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの（建築物環境衛生管理技術者等2制度）</p> <p>④ 受験申請等に際して、申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を5日間に設定するなど制限しているもの（建築士）</p> <p>⑤ 免許申請に際して、法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を提出させているもの（クリーニング師）</p> <p>⑥ 受験申請等に際して、本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの（クリーニング師）</p> <p>⑦ 認定申請に際して、提出する書類について過剰な部数を求めているもの（型式適合認定等3制度）</p>	<p>① 表Ⅱ-3-(1)-イ-②</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-③-a～c</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(a)～(c)</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(a)～(c)</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑦</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑧</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑨-a～c</p>
<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>資格の取得・更新の要件となっている試験や講習等の実施方法、内容等については、利用者に対して過度な負担とならないことが重要である。</p> <p>しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、利用者に対して必要以上の負担を課しているものがみられた。</p> <p>① 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの（クリーニング師等2制度）</p>	<p>表Ⅱ-3-(2)-①-a、b</p>

<p>② 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられる例</p> <p>i) 資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであると考えられる。このため、他の資格ではこうした知識等の習得を目的とする講習の受講の義務付けなどは行わず、関連情報を所管府省のホームページ等に掲載するなどして必要な情報提供を行うこととしている。しかしながら、一方で、資格取得後、一定期間ごとにこれら知識等の習得を目的とした講習の受講を義務付けているなど講習の受講頻度やその在り方について見直す必要があると考えられるもの（無線従事者）</p> <p>ii) 法制度の仕組みや業務の具体的な実施方法など、資格者として業務を行うに当たり必要とされる基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格取得後も、その更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの（医療機器販売営業管理者等2制度）</p> <p>③ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていないもの（公害防止管理者等2制度）</p> <p>④ 法令上、資格者名簿への登録は任意とされ、登録の有無によって資格者としての役割や業務内容等に差が生じるものではないにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点することとされているため、未登録者が不利益を受けているもの（建築設備士）</p> <p>⑤ 法令上、試験合格後又は講習修了後に、主務大臣から免状の交付を受けることにより取得することとされている資格について、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加えて、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの（浄化槽管理士）</p> <p>⑥ 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（技能士等4制度）</p>	<p>表Ⅱ-3-(2)-②-i)</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-②-ii)-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-③-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-④</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-⑤</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-⑥-a、b</p>
<p>(3) 利用者への配慮</p>	
<p>利用者にとっては、手数料等の金銭的負担や申請に係る手続的負担等の軽減のほか、制度の運用面に係る負担の軽減として、利用しやすい制度となるよう、①受験しやすい時期に試験日を設定するなどの受験環境等の整備、②手数料等の額、割引条件、申請手続等に関する情報や関連情報の的確な提供といった利用者への配慮も重要である。</p>	

<p>しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、必ずしも利用者への配慮が十分になされているとはいえないものがみられた。</p>	
<p>① 受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退せざるを得なくなっているもの（総合旅行業務取扱管理者）</p>	表Ⅱ-3-(3)-①
<p>② 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの（建築設備検査資格者）</p>	表Ⅱ-3-(3)-②
<p>③ 手数料等の割引条件など利用者に対する情報の提供が不十分となっている例</p>	
<p>i) 検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの（簡易専用水道の管理の検査）</p>	表Ⅱ-3-(3)-③-i)
<p>ii) 受検者が選択することとなっている検査の種類ごとに、標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると受検者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの（自動車検査（継続検査））</p>	表Ⅱ-3-(3)-③-ii)
<p>④ 法令等では義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような誤った情報をインターネット等に掲載しているもの（発破技士等2制度）</p>	表Ⅱ-3-(3)-④-a、b
<p>⑤ 資格試験については、資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点から、試験問題及び解答を積極的に無償で公開することが重要であると考えられる。</p>	表Ⅱ-3-(3)-⑤
<p>今回、試験合格が資格取得要件となっている55資格制度について、試験問題及び解答の公開状況を調査したところ、過去数年間分の試験問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものが11制度（20.0%、宅地建物取引主任者等）みられた。</p>	
<p>しかしながら、その一方で、次のi) からiii) までのとおり、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているものが44制度（80.0%）みられた。</p>	
<p>i) 試験問題及び解答を全く公開していないもの（危険物取扱者等8制度（14.5%））</p>	
<p>ii) 試験問題及び解答について、いずれか一方の公開にとどまっているもの、直近1回分の公開にとどまっているものなど必要と考えられる情報の一部しか公開していないもの（ボイラー技士等29制度（52.8%））</p>	

- iii) 試験問題及び解答について、請求があった場合に手数料を徴収して公開しているものや書籍として販売しているものなど有償で公開しているもの（気象予報士等7制度（12.7%））

【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る申請手続の負担軽減等を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

(1) 申請手続の負担軽減

- ① 一度提出させた書類について、改めて提出を求めないようにすること。（総務省、文部科学省、経済産業省）
- ② 提出を求める書類については、受験資格の審査等に真に必要な最小限のものとする。こと。（厚生労働省）
- ③ 申請書等をホームページに掲載し、受験者等がインターネットを利用して入手できるようにすること。（厚生労働省、国土交通省）
- ④ 申請書等の配布、受付について、受験者等の利便性を向上させるため、郵送やインターネットなどによる配布、受付を可能とし、受付期間を延長するようにすること。（国土交通省）
- ⑤ 法令に定めのない書類については、提出を求めないようにすること。（厚生労働省）
- ⑥ 本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているものについては、住民票の写しの提出等により代替できるようにすること。（厚生労働省）
- ⑦ 提出する書類の部数について、認定の審査に真に必要な最小限のものとする。こと。（国土交通省）

(2) 資格取得要件の緩和等

- ① 資格取得要件として中学校卒業以上の学歴を求めているものについては、当該要件を廃止すること。（厚生労働省）
- ② 資格取得者に対し、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得を目的として受講を義務付けている講習については、他の資格制度における状況等も踏まえ、その実施の必要性について検討を行い、廃止、受講の義務付けや実施頻度等の見直しを行うこと。（総務省、厚生労働省）
- ③ 試験又は講習により取得することとされている資格について、既に取得している他の資格との間で科目が共通しているなどにより、資格者として必要な知識等を修得していると認められる科目がある場合には、科目の全部又は一部の免除を行うこと。（厚生労働省、経済産業省、環境省）
- ④ 法令上、資格者名簿への登録が任意とされている資格については、名簿未登録者に対し、名簿への未登録を理由とした不利益的な取扱いを行わないこと。（国土交通省）
- ⑤ 資格証明書として法令に基づき交付される免状に加え、これと記載内容

が重複する証明書の取得が更に義務付けられている資格については、複数の類似する証明書の取得を義務付ける必要性について検討し、必要性の乏しい証明書を廃止等すること。(環境省)

- ⑥ 受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。(厚生労働省)

また、試験事業の効率化を図る必要がある資格については、類似するとみられる他の資格との事務の共通化などについて検討を行うこと。(農林水産省)

(3) 利用者への配慮

- ① 試験や講習の日程、カリキュラムについて、受験者等の意向、要望等を考慮し、利用しやすいものとなるよう見直すこと。(国土交通省)

- ② 手数料等の内訳・割引条件・割引額、資格取得要件など制度を利用するに当たり必要となる基本的な情報を的確に利用者に提供すること。(厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

また、過去の試験問題やその解答について、インターネット等により積極的に無償で公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

表Ⅱ－３－① 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞

○ 公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

１．検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

(1) 略

(2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。

(3)～(6) 略

２．検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

(1) 略

(2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。

(3)・(4) 略

(5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。

(6) 略

３・４．略

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)
＜抜粋＞

I. 委託等に係る事務・事業の改革

2. 資格付与等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、I 1 (1)、2 (1) に準じた措置を講ずる。

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

(4) 事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－③ 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）
＜抜粋＞

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

(注) 下線は当省が付した。

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴い手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴い国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度（1996年度）末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- （1）申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- （2）添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- （3）申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- （4）既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

2 申請・届出の電子化・ペーパーレス化

- （1）行政情報化推進計画の期間中（平成7年度（1995年度）～11年度（1999年度））、社会的な需要の大きい行政情報を重点として、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする措置を講ずる。
- （2）申請・届出手続については、霞が関WANの活用などにより、国・地方を通ずる行政の情報通信基盤の構築を進め、国・地方を通じた窓口の一元化、1つの手続で関連の申請などがすべて同時にできるワンストップサービスを早期に実現する。
- （3）法令に基づき民間事業者に保存を義務づけている書類について、原則として平成9年度（1997年度）末までに電子媒体による保存が可能となるようにする。
- （4）各種証明の交付など申請・届出手続の電子化・ペーパーレス化を行政情報化推進計画の最終年度である平成11年度（1999年度）を待たずに、原則として平成10年度（1998年度）末までに可能なものから早期に実施に移す。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－(1)－ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見

意見の概要	件数	個別の内容（主なもの）
一度提出した書類を何度も提出させないでほしい。	23	<p>更新申請における提出書類は、基本的には、新規申請と同様であるが、更新内容に変更がなくても、新規申請時の書類をそのまま使えない状況となっている。更新申請の書類作成に当たっては、通常業務への影響や経済的な損失も発生することから、簡易的な書類での更新手続を認めるなど、更新申請の負担を軽減してほしい。</p> <p>変更申請の場合、変更以外の部分については、資料等の提出を省略して事務手続を簡素化してほしい。</p>
本人確認のために、受講申込書に写真を添付することとなっているが、自動車運転免許証等で代用してほしい。	1	<p>受講申込書には写真を添付することとなっているが、講習会終了証に写真を添付することもなく、本人確認のためであれば自動車運転免許証等で代用し、申込書への写真添付を省略してほしい。</p>
中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい。	3	<p>中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在、中学校までは義務教育であり、ほとんどの者は要件を満たしているため、卒業証書の添付を省略するか、受験資格そのものを見直してほしい。</p>
受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい。	2	<p>申込書は窓口に取り取りに行くか、郵送で入手するしかないが、インターネットからダウンロードできるようにしてほしい。</p>
申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。	2	<p>申込書は窓口に出しなけなければならない上、受付期間も短く、出張等により提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。</p>
検査に要する審査期間をできるだけ短縮してほしい。	10	<p>検査に要する審査期間が以前よりも長期間かかっており、会社の事業活動にも影響があるので、できるだけ審査期間の短縮を図ってほしい。</p> <p>事業者にとっては、申請手続に時間がかかることから生じる時間的ロスや事業計画の遅れが大きな問題となるので、早急に審査を完了してほしい。</p>

(注) 以下の方法により聴取等した結果に基づき当省が作成した。なお、寄せられた意見の総数は644件であり、そのうち申請手続の負担軽減を求める意見は63件であるが、そのうちの主なものを掲載している。

- ・内閣府の「国民の声」における意見要望（平成22年2月17日～同年6月17日）
- ・総務省行政評価局がホームページにおいて国民から聴取した意見要望（平成22年7月1日～同月23日）
- ・総務省管区行政評価局等が全国で実地調査し、受検者、資格取得者及び関係団体等から聴取した意見要望（平成22年10月1日～同年11月30日）

表Ⅱ-3-(1)-イ-①

件名	受験申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの【推奨】								
法人名	財団法人マンション管理センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (2人)
資格名	マンション管理士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	19,120人
関係法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）								
<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条の規定に基づき、マンション管理士は、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことができるとされており、同法第6条の規定に基づき、マンション管理士試験に合格した者は、マンション管理士となる資格を有するとされている。また、マンション管理士試験の事務は、同法第11条の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人マンション管理センターが実施している。</p> <p>マンション管理士試験を受験する際に必要となるマンション管理士試験の受験案内、受験申請書、受験料払込用紙については、財団法人マンション管理センターが同センターのホームページに掲載しており、受験者は、これを無償で入手（ダウンロード）することができる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-②

件名	受験資格の確認を簡素化し関連書類の一部の提出を求めているもの【推奨】													
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)		60人 (5人)				
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)					
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)													
<p>社会福祉士の資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法第4条の規定に基づき、社会福祉士試験に合格し、同法第28条の規定に基づき、厚生労働省に備えられている社会福祉士登録簿に登録を受けなければならないとされており、これらの試験及び登録事務は、同法第10条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた財団法人社会福祉振興・試験センターが行っている。</p> <p>また、同法第3条の規定に基づき、下表の欠格事由のいずれかに該当する者は、その資格を得ることができないとされている。</p>														
<p>表 社会福祉士の欠格事由</p> <table border="1"> <tr> <td>①成年被後見人又は被保佐人</td> </tr> <tr> <td>②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</td> </tr> </table> <p>(注) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第3条の規定に基づき、当省が作成した。</p>											①成年被後見人又は被保佐人	②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者	③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
①成年被後見人又は被保佐人														
②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者														
③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者														
④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者														
<p>当該資格試験の受験申請においては、同法第7条に規定されている受験資格を満たしていることを確認するために、受験者に氏名、住所などを記載した受験申込書、受験料の振替払込受付証明書、卒業証明書等の提出を求めており、また、登録の申請においては、氏名、住所などを記載した社会福祉士登録申請書、登録手数料の払込受付証明書等の提出を求めている。</p> <p>しかし、申請者が「成年被後見人又は被保佐人」などの欠格事由に該当するか否かについては、社会福祉士の登録を受けた後に、これらの事由に該当することが判明すれば、同法第32条の規定に基づき、当該資格を取り消すことができるとされていることから、当該資格の試験及び登録の手続においては、その確認のための書類の提出を求めている。</p> <p>なお、同法第2条の規定に基づく介護福祉士、精神保健福祉士法第2条の規定に基づく精神保健福祉士についても、社会福祉士と同様に、試験及び登録の手続において、欠格事由に該当しないことを証明する書類の提出は求めている。</p>														

表Ⅱ-3-(1)-イ-③-a

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの					
法人名	社団法人日本電気協会	法人所管	経済産業省		役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (1人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)					

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本電気協会では、登録認定機関として、消防用設備等のうち、キュービクル式非常電源専用受電設備の認定業務を行っている。この認定には、形式区分ごとに認定する「形式認定」と個別に認定を行う「個別認定」があり、形式認定については、同協会が定めている「キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約」第12条に基づき、有効期間が5年と定められており、5年ごとに認定の更新を行う仕組みになっている。

キュービクル式非常電源専用受電設備の形式認定を新規に受ける場合は、「キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約細則」に基づき、同協会に、形式認定審査申込書のほか、表1の書類を提出することになっている。また、認定の更新を受ける場合についても、形式認定審査申込書のほか、新規の認定と同様に表1の書類の提出が求められている。

しかしながら、認定の更新を受ける場合は、新規の認定時に表1の書類を既に提出しており、同協会がそれらを保管していることから、認定の更新時にこれらの書類を改めて提出させる必要性は乏しく、更新時の提出書類について省略する余地がある。

表1 認定の申請時に提出する必要がある添付書類等

1. 接続図
2. 寸法図(正面図、側面図、背面図、平面図、チャンネルベースの構造図)
3. 機器配置図(正面図、側面図、背面図、平面図)
4. 詳細図及び表示
5. 主要機器・材料一覧表
6. 主要機器・材料の試験成績書
7. 保護協調説明書
8. 品質管理についての説明書

(注) 当省の調査結果による。

なお、当該認定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見

更新申請時に提出すべき書類としては、①申込書、②接続図、③寸法図、④機器配置図、⑤詳細図、⑥主要機器材料一覧図、⑦保護協調説明書、⑧品質管理説明書、⑨主要機器成績書があり、更新ごとに若干の変更もあり得る⑥主要機器材料一覧図を除き、それ以外の書類は毎回ほぼ同じ物を添付しており、簡略化が可能ではないか。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－３－(1)－イ－③－b

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの											
法人名	財団法人原子力安全技術センター	法人所管	文部科学省、国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	135人 (6人)					
検査検定名	放射性同位元素の使用施設等の検査	制度所管	文部科学省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	施設検査：151件 定期検査：225件					
関係法令	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）											
<p>放射性同位元素の使用をする許可使用者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8に基づき、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する施設等を設置したときは、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の行う放射性同位元素の使用施設等の検査（施設検査）を受け、また、同法第12条の9に基づき、その施設等について、3年又は5年ごとに文部科学大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならないとされている。</p> <p>財団法人原子力安全技術センターは、登録検査機関として、施設検査及び定期検査を行っており、同法人の行う定期検査を受けようとする場合は、同法人の定める検査業務規程に基づき、定期検査申請書のほか、表1の書類を提出することになっている。</p> <p>しかしながら、これらの書類は、前回の定期検査時に提出したものと同一内容のものであれば、定期検査の度に改めて提出させる必要性は乏しいことから、提出書類について省略する余地がある。</p>												
<p>表1 認定の申請時に提出する必要がある添付書類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図</td> </tr> <tr> <td>2. 使用施設等の実測平面図</td> </tr> <tr> <td>3. 使用施設等の実測断面詳細図</td> </tr> <tr> <td>4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面</td> </tr> <tr> <td>5. 許可証（承認証）の写し</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>								1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図	2. 使用施設等の実測平面図	3. 使用施設等の実測断面詳細図	4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面	5. 許可証（承認証）の写し
1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図												
2. 使用施設等の実測平面図												
3. 使用施設等の実測断面詳細図												
4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面												
5. 許可証（承認証）の写し												
<p>なお、当該検査検定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。</p>												
<p>表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>								定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。				
定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。												

表Ⅱ-3-(1)-イ-③-c

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの						
法人名	財団法人日本ガス機器検査協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
検査検定名	特別特定製品の適合性検査	制度所管	経済産業省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	19件
関係法令	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号) 消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)						

特別特定製品とは、特定製品の製造又は輸入を行う者の中に、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品で、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器及びライターがこれらの製品とされている。

これら特別特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、消費生活用製品安全法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の登録を受けた者が行う特別特定製品の適合性検査を定期的に受けなければならないこととされており、このうち、浴槽用温水循環器の適合性検査については、同法施行令第7条に基づき、事業者は、3年に1回適合性検査を受検することとされている。

財団法人日本ガス機器検査協会は、同法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の登録を受けた、浴槽用温水循環器適合性検査の実施機関となっており、この検査の実施において、受検者に対し、検査申請書などの表1の書類の提出を求めている。

しかしながら、表1において網掛けをした書類については、新規の検査時に提出したものと同一内容のものであり、3年に1回の定期検査の度に改めて提出させる必要性は乏しいことから、提出書類について省略する余地がある。

なお、当法人においては、諸規定の改訂等を行い、平成24年1月から提出書類の省略をする予定としている。

表1 適合性検査に係る申請書類等

提出書類名	特記事項
検査申請書	A4書類一枚
申請明細書	A4書類一枚
型式区分表	A4書類一枚
動作原理表	A4書類一枚
リモコンの写真	A4書類一枚
使用注意シール	製品貼付用シールの現物
全体構造図	A4書類一枚
部品図	製品の部品ごとの納入仕様書
寸法図	同上
製品仕様書	A4書類一枚
取扱説明書	製品に添付している説明書
工事説明書	同上
会社案内	会社パンフレット(参考資料)
QC工程図	作業手順を示すもの
作業標準図	同上
外注先説明書類	部品購入先(会社名・所在地)のリスト
届出事業者の名表略号表示方法の承認文書	既に取得している経産省からの承認文書の写し

(注) 当省の調査結果による。

なお、当該検査検定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見

当該検査の受検に当たっては、検査申請書など表1の17種類の書類を提出しているが、これら提出書類のうち、検査ごとに新規に作成しているものは、検査申請書及び申請明細書の2種類のみであり、その他の書類は既に提出したものの複写である。

受検申請の都度、同じ書類の提出を求められているが、同一書類を再提出しなくていいようにしてもらいたい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(a)

件名	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの								
資格名	クリーニング 師	制 度 所管	厚生労働 省	事 業 名	試験	実施 形態	直轄	受験者数 (平成21年度)	不詳
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>この試験を受験するためには、同法第7条第3項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。</p> <p>このため、試験を実施する都道府県の多くは、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、受験申請に当たって、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。なお、中学校卒業以上の学歴を受験資格として求める趣旨は、クリーニング業が人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、一定の知識及び技術を確保する必要があるためとされている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和22年法律第26号）が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられる。また、都道府県によっては、当該資料の提出を求めているところもみられることから、全ての受験者に卒業証明書を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(b)

件名	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人 所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)	2人 (0人)	
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省			2人 (1人)	
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）								
<p>食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。</p> <p>このため、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、当該講習会の申込みに当たっては、講習会の実施法人が定めた「食鳥処理衛生管理者資格取得登録講習会実施要領」により、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和22年法律第26号）が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、利用者の負担軽減の観点から、中学校以上の学歴の有無を確認するために、全ての受講者に卒業証明書を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(c)

件名	確認する必要性の乏しい書類を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>このうち、業務を行おうとする場所については、クリーニング所の開設や、クリーニング所の業者によるクリーニング師の変更の届出に係る書類により、確認は可能であり、また、都道府県によっては、業務を行おうとする場所を記載した書面の添付は不要として提出を求めているところもみられることから、申請者に業務を行おうとする場所を記載した書類を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(a)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	直轄	受験者数 (平成21年度)	不詳
関係法令	クリーニング業法(昭和25年法律第207号) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)								

クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。

この試験を受験するためには、クリーニング業法第7条第3項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。

当該試験の受験申請に当たっては、各都道府県が定めた様式に基づき、「受験申請書」、「履歴書」等を提出することとされており、その際、受験資格として中学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有するか否かなどの確認が行われている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、①本籍地、②住所、③氏名、④生年月日といった「受験申請書」の記載事項とそのほとんどが重複している。

また、「受験申請書」に記載のない⑤学歴については、学校教育法(昭和22年法律第26号)が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日においては、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、記載を求める必要性は乏しいと考えられ、⑥職歴についても、受験資格や資格者の欠格事由等に該当しないことから、その確認の必要性は乏しいと考えられる。

これらのことから、「受験申請書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受験申込書」及び「履歴書」の記載等事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①本籍地	○	○
②住所	○	○
③氏名	○	○
④生年月日	○	○
⑤学歴		○
⑥職歴		○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。

3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(b)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないこととされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。

日本水道協会による講習を受講する場合には、同協会が定めた様式に基づき、「受講申込書」、「履歴書」等を提出することが求められており、その際、受講資格として高等学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有するか否かなどについて確認されることとなっている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、②氏名、③性別、④生年月日・年齢、⑤住所・電話番号など「受講申込書」の記載事項とそのほとんどが重複しており、一部異なる事項(⑥学歴、⑬本人職務内容)についてみても、大差は無く、受講に当たり必ずしも確認する必要はないとみられることから、「受講申込書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受験申込書」及び「履歴書」の記載等事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①参加希望会場	○	
②氏名	○	○
③性別	○	○
④生年月日・年齢	○	○
⑤住所・電話番号	○	○
⑥学歴	○ (最終学歴)	○ (高校卒業以降の全学歴)
⑦写真貼付	○	
⑧正会員・賛助会員の別	○	
⑨勤務先名称・所在地	○	
⑩勤務先業態	○	
⑪勤務先業務内容	○	
⑫水道事業規模(給水人口、施設能力)	○	
⑬本人職務内容	○ (現在の職務内容)	○ (現在の職務内容及びこれまでの全職歴)
⑭特記事項	○	
⑮推薦者氏名	○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。

3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(c)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
法人名	社団法人日本食品衛生協会	法人所管		厚生労働省		役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	
資格名	食品衛生管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成19年度)	271人
関係法令	食品衛生法(昭和22年法律第233号)								

食品衛生法第48条第1項の規定に基づき、乳製品・食肉製品・添加物等の政令で定める食品等の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととされている。

この食品衛生管理者は、同法第48条第6項の規定に基づき、①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、②大学において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学課程を修めて卒業した者、③厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者、④食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた講習会(食品衛生管理者登録講習会)の課程を修了した者、のいずれかに該当する者であることが必要とされている。

このうち、食品衛生管理者登録講習会については、同法第48条第6項の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた社団法人日本食品衛生協会が実施している。この講習の受講申込みにおいては、「受講申込書」、「雇用証明書」、「履歴書」等を提出することが求められており、受講者が受講資格として定められている高等学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有しているかなどについて確認する必要から、講習の実施主体である社団法人日本食品衛生協会に対し、提出することとなっている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、①氏名、②性別、③生年月日・年齢、④住所・電話番号など「受講申込書」の記載事項とそのほとんどが重複しており、一部異なる事項(⑨学歴、⑩職歴)についてみても、大差は無く、受講に当たり必ずしも確認する必要はないとみられることから、「受講申込書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受講申込書」及び「履歴書」の記載事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①氏名	○	○
②性別	○	○
③生年月日・年齢	○	○
④住所・電話番号	○	○
⑤本籍地	○	
⑥勤務先名称	○	○
⑦勤務先所在地、電話番号、代表者名	○	
⑧勤務先事業内容	○	
⑨学歴	○ (最終学歴)	○ (これまでの全学歴)
⑩職歴	○ (衛生管理に係る職歴)	○ (これまでの全職歴)
⑪最終卒業学校、卒業年度	○	○
⑫写真貼付	○	○
⑬申込責任者名	○	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。
 3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-a

件名	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの								
法人名	財団法人気象業務支援センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	32人 (14人)
資格名	気象予報士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	9,390人
関係法令	気象業務法(昭和27年法律第165号) 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)								

気象業務法第24条の4により、気象予報士試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有するとされており、気象庁長官の指定を受けた財団法人気象業務支援センターが当該試験事務を行っている。

当該試験を受験しようとする場合には、必要に応じて表1の受験申請書等を入手し、必要事項を記入して、当法人の窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。

これら受験申請書等は、当法人の窓口へ直接受け取りに行くか、郵送やインターネットにより資料請求し入手することができる。

しかしながら、これら受験申請書等については、当法人のホームページに掲載することで、受験希望者が無償で入手することができ、窓口へ直接受け取りに行くことや、郵送やインターネットで請求する手間を省略できることから、受験申請書等を当法人のホームページから入手(ダウンロード)できる措置を講ずる余地がある。

表1 気象予報士試験の申請時に提出する必要がある申請書類等

提出する書類	対象者
①受験申請書、試験整理票	全員
②免除の証明書	試験の一部免除を希望する者
③送付先変更届	申請書の住所と異なる宛所に受験票や合否通知の送付を希望する者
④特別措置申立書	身体の不自由な者で、受検に際して特別な措置を希望する場合
⑤姓名の変更を証明する書類	免除証明書(過去の結果通知書)に記載の受験者姓名に変更が生じた場合

(注) 財団法人気象業務支援センターの資料に基づき当省が作成した。

なお、当該試験の受験者からは、表2のとおり、当該試験の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受験者の意見

(財)気象業務支援センターのホームページから、「気象予報士」資格の受験申請書を郵送してもらえるよう希望を出すことができるが、受験申請書をウェブ上でダウンロードすることができれば、(財)気象業務支援センター側の郵送料金及び郵送に伴う手間・人件費も省けると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-b

件名	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	試験講習	実施形態	委託等推薦等	受験者数 (平成21年度)	9,918人 1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								
<p>特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する建築物環境衛生管理技術者講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者講習会を受講しようとする場合には、必要に応じて、①受講申込書、②業務従事証明書、環境衛生監視員の勤務証明書等を入手し、必要事項を記入して、同センターの窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。また、建築物環境衛生管理技術者試験を受験しようとする場合には、①受験願書、②写真台帳、③業務従事証明書等を入手し、必要事項を記入して、当法人の窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。</p> <p>しかしながら、これら受験申請書等については、同センターのホームページに掲載することで、受験希望者が無償で入手することができ、郵送やインターネットで請求する手間を省略できることから、受験希望者が、受験申請書等を同センターのホームページから入手(ダウンロード)できる措置を講ずる余地がある。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-a

件名	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を短く設定しているもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	46,942人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								
<p>1級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、1級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、この免許は、同法第5条の規定に基づき、1級建築士名簿に登録することによって行うこととされている。また、1級建築士試験の事務については、同法第15条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行い、1級建築士の登録の事務については、同法第10条の4の規定に基づき、社団法人日本建築士会連合会が行っている。</p> <p>当該試験を初めて受験しようとする場合には、受験申請書等を入手し、必要事項を記入して、実務経歴証明書や卒業証明書等を添えて都道府県建築士会等全国54か所に設けられた受付窓口へ提出することとなっている。</p> <p>しかし、この受験申請書等は、都道府県建築士会等の窓口(全国245か所)以外では入手することができず、郵送での配布も原則行われていない。また、受験申請書等の提出方法についても、受付期間が5日間、受付時間は午前10時から午後4時までの6時間と制限されており、郵送での提出も認めていないなど、利用者の負担は大きなものとなっている。</p> <p>なお、2回目以降の受験においては、インターネットを利用して、財団法人建築技術教育普及センターのホームページから受験申請を行うことができる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-b

件名	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定しているもの								
法人名	社団法人日本建築士会連合会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	14人 (0人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	委託等	登録者数 (平成21年度)	5,202人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								
<p>1級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、1級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、この免許は、同法第5条の規定に基づき、1級建築士名簿に登録することによって行うこととされている。また、1級建築士試験の事務については、同法第15条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行い、1級建築士の登録の事務については、同法第10条の4の規定に基づき、社団法人日本建築士会連合会が行っている。</p> <p>このうち、1級建築士の登録を申請しようとする場合には、登録申込書等を入手し、必要事項を記入して、戸籍謄本(抄本)や1級建築士試験合格証明書を添えた上で、都道府県建築士会等全国47か所に設けられた受付窓口へ提出することとされている。</p> <p>しかし、この登録申請の際に、登録免許税(6万円)を納付するための「登録免許税納付書」については、都道府県建築士会等の窓口(全国47か所)で入手するものとされており、また、登録申請書等については、郵送による提出も認められていないことから、都道府県建築士会の窓口(全国47か所)に申請者本人が持参しなければならないとされており、利用者の負担は大きなものとなっている。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑦

件名	法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>また、沖縄県では、法令で規定されている上記の書類に加え、伝染病の感染の有無を確認するためとして、免許申請者に対し、「伝染病の疾病の有無（結核及び皮膚疾患等）を証明する医師の健康診断書」の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、伝染病の感染の有無については、当該免許の取得要件と直接関係がないことから、免許申請手続において、当該書類の提出を求める必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑧

件名	本人確認等のために戸籍謄本等を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法(昭和25年法律第207号) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>このうち、「戸籍謄本」や「戸籍抄本」については、本人確認等のために提出が求められているが、「住民票の写し」でも同様の確認ができ、その交付手数料は、交付事務を行う市町村によって違いがあるものの、おおむね200円ないし300円であり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)表8の項の1の規定に基づく、戸籍謄本及び戸籍抄本の交付手数料(450円)より安価なものとなっている。</p> <p>また、戸籍謄本等には、個人のプライバシーに関する事項も記載されていることから、その保護について考慮する必要がある。</p> <p>これらのことから、「戸籍謄本」や「戸籍抄本」の提出に代えて、「住民票の写し」などにより、免許交付申請を認めることについて、検討する余地があると考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑨-a

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの						
法人名	財団法人日本交通管理技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (6人)
検査検定名	普通自転車の型式認定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	推薦等※	実施件数 (平成21年度)	54件
関係法令	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）						

自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、道路交通法施行規則第39条の5第1項により、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができるとされており、当該認定事務は、国家公安委員会の指定を受けた財団法人日本交通管理技術協会がこれを行っている。

当該認定の申請に当たっては、型式認定申請書、試験依頼書、添付書類を同協会に提出することとされているが、その提出部数をみると、下表のとおり、型式認定申請書及び試験依頼書はそれぞれ2部となっているが、添付書類については10部となっている。

10部の添付書類のうち、7部は審査委員会の委員に対する事前送付資料とするため提出させているものであり、申請者の負担は大きなものとなっている。

なお、平成23年1月より、添付書類については1部のみ提出すれば足りることとされている。

表 型式認定の申請に必要となる資料

資料名	提出部数
型式認定申請書	2部（正本1、副本1）
試験依頼書	2部（正本1、副本1）
添付書類	
諸元表	10部
外観図	10部
構造に関する図面	10部
制作又は組み立て方法の概要	10部
品質管理の概要及び品質保証体制	10部
取扱いに関する説明書	10部
その他参考となる資料	10部

(注) 財団法人日本交通管理技術協会の資料に基づき当省が作成した。

※ 本調査においては、「法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの」に類する事業についても、当省において推薦等事業として整理している。

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑨-b

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの																														
法人名	財団法人日本建築センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	3人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	183人 (4人)																								
検査検定名	型式適合認定	制度所管	国土交通省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	1,780件																								
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号)																														
<p>日本建築センターは、建築基準法第77条の36に基づき、国土交通大臣の指定認定機関の指定を受けて、建築設備等の型式適合認定業務を実施している。</p> <p>この業務の実施に当たっては、専門的な知見を有する大学教授等を審査委員とする委員会や部会による審査を行うこととしており、申請者から、申請書及び認定用提出図書(添付資料)の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、認定用提出図書(添付資料)の提出部数については、下表のとおり、審査委員用の資料として、最大11部(部会用3部及び委員会用8部)提出することとされており、申請者の負担は大きなものとなっている。</p> <p>表 複数部数の提出を求めている資料の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>部会用(3部)</th> <th>委員会用(8部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式適合認定申請書の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>型式適合認定申請チェックリスト</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>耐震上の構造強度検討項目(レール等)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 エレベーターの型式適合認定における提出資料を例とした。 3 「○」は提出が必須のもの、「△」は必要に応じて提出するものを示す。</p>								資料名	部会用(3部)	委員会用(8部)	型式適合認定申請書の写し	○	○	仕様書	○	○	型式適合認定申請チェックリスト	○	—	構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)	○	○	図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)	○	○	構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)	○	△	耐震上の構造強度検討項目(レール等)	○	—
資料名	部会用(3部)	委員会用(8部)																													
型式適合認定申請書の写し	○	○																													
仕様書	○	○																													
型式適合認定申請チェックリスト	○	—																													
構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)	○	○																													
図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)	○	○																													
構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)	○	△																													
耐震上の構造強度検討項目(レール等)	○	—																													

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑨-c

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの						
法人名	社団法人日本免震構造協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	5人 (0人)
検査検定名	構造方法等の認定	制度所管	国土交通省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	24件
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号)						

日本免震構造協会は、建築基準法第77条の56に基づき、国土交通大臣の指定性能評価機関の指定を受けて、国土交通大臣の認定を取得する際に必要となる建築物等に関する性能評価業務(構造性能評価及び材料性能評価)を実施している。

これらの業務の実施に当たっては、専門的な知見を有する大学教授等を審査委員とする性能評価委員会による審査を行うこととしており、申請者から、性能評価申請書のほか、下表の構造設計概要書及び性能評価用提出図書の提出を求めている。

しかしながら、これらの提出資料のうち、構造設計概要書及び性能評価用提出図書の提出部数については、審査委員用の資料として、いずれも12部ずつ提出することとされており、申請者の負担は大きなものとなっている。

表 複数部数の提出を求めている資料の例

区分	資料名
構造設計概要書	建築物概要及び構造概要
	構造図
	平成12年建設省告示第1461号に基づく評価項目と検討結果
	構造検討概要書
	復元力特性概要書
性能評価用提出図書	設備・維持管理概要書(免震の場合のみ)
	性能評価申請書の写し
	パースまたは模型写真
	建築設計概要書(建物名称、敷地面積等)
	構造計画概要書(主要構造及び架構形式、耐震・耐風設計方針等)
	構造設計概要(使用材料及び許容応力度、耐震設計に関する検討等)
	構造図(基礎伏図、部材断面表等)
	地盤調査概要(地形・地質の概要、ボーリング(地盤)調査位置図等)
時刻歴応答解析概要(時刻歴応答解析の方針、採用地震動等)	
その他(施工計画概要、特殊な材料の概要等)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 構造性能評価申請における提出資料を例とした。

資料Ⅱ－3－(2)－①－a

件名	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの						
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	直轄
関係法令	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）						
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第 4 条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされている。</p> <p>クリーニング師の資格を取得しようとする場合には、同法第 6 条の規定に基づき、都道府県知事が行う試験に合格し、免許を受けることが要件とされている。</p> <p>当該試験を受験するためには、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。このため、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、受験申込に当たっては、受験願書の添付書類として、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校卒業の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。なお、中学校卒業以上の学歴を受験資格として求める趣旨は、クリーニング業が人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、一定の知識及び技術を確保する必要があるためとされている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）が公布され、義務教育制度が施行されてから 60 年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、受験資格として中学校以上という学歴要件を設ける必要性は乏しいと考えられる。</p>							

資料Ⅱ－3－(2)－①－b

件名	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会	所管府 省名	農林水産省		役員数 (国家公務員 出身者数)		2人 (0人)		
	社団法人日本食品衛生協会		厚生労働省				2人 (1人)		
資格名	食鳥処理衛生 管理者	所管府 省名	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	その他	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号)								
<p>食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。</p> <p>このため、中学校卒業以上の学力の有無を確認する必要があるとして、当該講習会の申込みに当たっては、講習会を実施する法人が定めた「食鳥処理衛生管理者資格取得登録講習会実施要領」により、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校卒業の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、学校教育法(昭和22年法律第26号)が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、講習受講資格として中学校以上という学歴要件を設ける必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(2)-②-i)

件名	資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識の習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであるところ、資格取得後の一定期間ごとに、これら知識の習得を目的とした講習の受講を義務付けているなどその在り方について見直す必要があると考えられるもの								
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	講習	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	721人
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)								
<p>無線局の無線設備の操作は、電波法第39条第1項の規定に基づき、i)「無線従事者」の資格を有する者、又は、ii)無線従事者の資格を有していないが「主任無線従事者」の資格を有する者の監督を受けている者のいずれかに該当する者でなければ行ってはならないこととされている。</p> <p>このうち、「主任無線従事者」は、実務経験等の一定の要件を満たす無線従事者の中から、無線局の開設免許を受けた者等により選任され、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う無資格者に対して、無線設備の操作に関する実習訓練、関係法令の周知等の監督に関する業務を行うこととされている。</p> <p>この主任無線従事者については、無資格者に対し無線通信技術の進展や法制度の変更を踏まえた的確な指示を行うことができるよう、必要な知識を取得し、その資質の維持・向上を図る必要があるが、これを資格者本人の自己研鑽に頼るだけでは限界があるという理由により、電波法第39条第7項の規定に基づき、主任無線従事者に選任された日から6か月以内、その後は3年以内ごとに、総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が実施する講習を受講しなければならないとされている。当該講習は、無線従事者規則第71条の規定に基づき、「法規」、「無線設備の操作の監督」及び「最新の無線工学」の3科目について合計6時間以上を1日で行うこととされており、その手数料は、電波法関係手数料令第12条の規定に基づき、2万6,900円とされている。</p> <p>しかしながら、当該講習の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 主任無線従事者と同様に無線局の正常な運用の恒常的な維持を目的とする無線従事者では、業務に係る技術の進展や法制度の改正に係る状況の把握については、本来、資格者本人の自己研鑽によるべきものであることから、資格取得後の講習の受講は義務付けられていない。</p> <p>また、主任無線従事者と同様に無資格者等を監督する資格として、例えば、事業用電気工作物の工事等に関し、作業従事者に必要な指示を行うなどにより保安上の監督を行う者として電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定に基づき選任される「電気主任技術者」についてみると、選任後の講習の受講は義務付けられていない。</p> <p>② 主任無線従事者は、上記のとおり、選任後6か月以内に初回の講習を受講することとされているため、それまでの間、特別な知識の付与が行われることなく監督業務を行う仕組みとなっている。</p> <p>③ 講習の内容等をみると、例えば、最新情報を把握する「法規」及び「最新の無線工学」の科目では、所管府省の資料を使用するなどにより、i)最近の制度改正の概要(改正の背景、改正規定、施行時期等)、ii)各種審議会・研究会の答申等の概要、iii)既存のものを含む無線システム・装置の基本的な意義・機能等の概要説明等にとどまっております、この内容であれば所管府省のホームページ等に掲載することでも十分に情報を把握することが可能であると考えられる。</p> <p>また、当該講習の中心的な位置付けになると考えられる「無線設備の操作の監督」の科目についても、電波の利用状況や無線従事者制度の概要(制度趣旨、規定内容・解釈等)といった説明にとどまっております、上記の「法規」等の科目で取り扱うべき技術の進展や制度改正を踏まえた監督上の留意点等を説明するものとなっておらず、これについてもホームページ等に掲載することで対応は可能であると考えられる。なお、選任後初めて受講する者と、2回目以降の受講者を対象とした講習の内容は全く同じものとなっている。また、上記①の</p>									

電気主任技術者については、業務に関係するとみられる制度改正等の情報を所管府省のホームページ等に掲載し、資格者等に対する必要な情報提供を行っている。

上記①から③までのとおり、主任無線従事者については、選任後に定期的な講習を行う必要性は認められず、業務に関係する必要な情報については、所管府省のホームページ等に掲載することにより十分把握することも可能であると考えられることから、講習制度の在り方を見直す余地があると考えられる。

表Ⅱ-3-(2)-②-ii) - a

件名	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの									
法人名	財団法人医療機器センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員 出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員 出身者数)		18人 (6人)
	社団法人日本ホームヘルス機器協会						2人 (2人)			11人 (0人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	10,005人(基礎) 17,107人(継続)	
関係法令	薬事法（昭和35年法律第145号） 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号） 薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）									
<p>コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を实地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。</p> <p>この資格を取得しようとする場合には、薬事法施行規則第162条及び第168条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する「基礎講習」を修了することが要件の一つとされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、さらに、厚生労働大臣に届け出られた機関が実施する「継続研修」を毎年度修了することが必要とされている。</p> <p>これら基礎講習及び継続研修における取扱科目、時間数等については、薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第2条及び第15条の規定に基づく実施基準が定められている。これによると、継続研修については、基礎講習で取り扱うこととされている法制度の仕組みや技術等に関する理解の定着、これらの改正等に係る状況の把握等を目的として、薬事法等の関係法令、医療機器の品質管理・不具合報告等の科目について、合計2時間以上実施することとされている。当該研修の受講料は、研修実施機関が実費相当額として任意に設定することとされている（例：社団法人日本ホームヘルス機器協会 6,000円）。</p> <p>しかし、当該研修の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 資格取得後における法制度・技術等に関する理解の定着やこれらの改正等に係る状況の把握等については、本来、資格者本人の自己研鑽によるべきものであることから、薬剤師など本資格のような医療関係の資格の多くでは、資格取得後に講習の受講を毎年義務付けるような仕組みを採っていない。</p> <p>② 継続研修の内容をみると、薬事法等の関係法令等の解説、各種の申請書や営業所における管理のための点検記録表等の記載例など、資格取得時に受講する「基礎講習」において既に取り扱われているもの、又は、業務を実施するに当たり、修得していなければならないと考えられるものとなっており、資格者に対して毎年の受講を義務付ける必要性は乏しいものとなっている。</p> <p>③ 毎年行われている研修テキストの改訂内容をみると、申請書等の記載例や最近の事故事例等の追加が中心となっており、こうした事項も含め、研修で提供される情報については、所管府省のホームページ等に掲載することで資格者に対して十分に情報提供することが可能であると考えられる。</p> <p>上記のことから、当該継続研修については、実施頻度やその在り方を検討する余地があると考えられる。</p>										

表Ⅱ-3-(2)-②-ii)-b

件名	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの						
法人名	社団法人全国ビルメンテナンス協会 等	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)	1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	25人 (1人)
資格名	清掃作業従事者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）						
<p>建築物内の清掃を行う事業者が都道府県知事の登録を受ける場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づき、清掃作業に従事する者として「清掃作業従事者」を、清掃作業従事者が行う清掃作業の監督を行う者として「清掃作業監督者」をそれぞれ置かなければならないこととされている。</p> <p>このうち、「清掃作業従事者」の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第25条第3号の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了することが要件とされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、毎年、新たに研修を修了することが必要とされている。平成22年11月末現在、22機関が当該研修の実施機関として登録を受け、それぞれ任意に受講料を設定している（最低額2,000円、最高額1万2,000円）。</p> <p>しかし、当該資格の更新に係る研修の内容をみると、作業従事者としてのマナー等を内容とする作業従事者の心得、ほうきやモップ、床みがき機などの清掃用機械器具の使用法、清掃作業の安全・衛生などの清掃作業に関する基本的な事項となっており、また、資格の取得に係る研修とその内容はほとんど同じものとなっている。</p> <p>また、同じ清掃作業に関わる清掃作業監督者については、資格の有効期間が6年間に設定され、更新講習については6年ごとに受講すればよいこととされている。</p> <p>上記のことから、清掃作業従事者については、講習の実施頻度やその在り方について見直す余地があると考えられる。</p> <p>さらに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、建築物において飲料水の貯水槽の清掃やねずみ等の動物の防除等4つの事業（ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、排水管清掃作業、防除作業）においても、清掃作業従事者と同様に、各作業に従事する者に関する資格制度が設けられており、それぞれ、資格の有効期間を更新するために毎年講習を受講することが義務付けられていることから、これらの講習の実施頻度等についても見直す余地があると考えられる。</p>							

表Ⅱ-3-(2)-③-a

件名	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の免除を行っていないもの								
法人名	社団法人産業環境管理協会 社団法人日本砕石協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	98人 (11人)
							1人 (1人)		4人 (0人)
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省・環境省	事業名	試験講習	実施形態	委託等推薦等	受験者数等 (平成21年度)	(受験者) 29,301人 (受講者) 3,442人
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）								

1 公害防止管理者の選任

ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち一定の条件を満たす特定工場においては、これら施設の点検、使用する原材料の検査、汚染状態の測定等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないこととされている。

この資格は、同法施行令第10条の規定に基づき、資格者の選任が義務付けられている特定工場の施設等の種類や規模等に応じて、表1のとおり、「大気関係第1種公害防止管理者」、「水質関係第1種公害防止管理者」、「特定粉じん関係公害防止管理者」等の12種類に区分されている。

表1 資格の種類（12種類）

大気関係 (4種類)	水質関係 (4種類)	粉じん関係 (2種類)	騒音・振動関係 (1種類)	ダイオキシン関係 (1種類)
大気関係第1種～第4種公害防止管理者	水質関係第1種～第4種公害防止管理者	特定粉じん関係公害防止管理者 一般粉じん関係公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者	ダイオキシン関係公害防止管理者

2 公害防止管理者の資格取得要件

これらの資格を取得しようとする場合には、同法第7条等の規定に基づき、①経済産業大臣及び環境大臣が指定する社団法人産業環境管理協会の実施する試験に合格するか、又は、②経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた社団法人産業環境管理協会等の実施する講習を修了することが要件とされている。

3 試験における受験科目の免除の状況

資格試験については、平成18年度から科目別合格制度が導入され、同法施行規則第15条の2の規定に基づき、既に合格している他の種類の資格に係る試験科目と同じ試験科目については受験が免除される。

例えば、表2のとおり、「大気関係第4種公害防止管理者」の試験（4科目）に合格している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」の試験（5科目）を受験する場合には、「公害総論」など共通する4科目の受験が免除され、「大規模大気特論」の1科目のみ受験すればよいとされるなど受験者の負担に配慮したものとなっている。

表2 試験科目の免除の例

試験科目	資格種類	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第3種公害防止管理者
公害総論		○	△
大気概論		○	△
大気特論		○	△
ばいじん・粉じん特論		○	△
大規模大気特論			○
受験科目数		4科目	5科目

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」及び「△」は、受験が必要な科目を示す。ただし、「△」については、大気関係第4種公害防止管理者の試験に合格している者が受験する場合は科目免除される。

4 講習における受講科目の免除の状況

しかしながら、資格講習については、表3のとおり、「大気関係第4種公害防止管理者」の講習（4科目、19時間、受講料1万8,500円）を修了している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」の講習（5科目、26時間、受講料2万6,000円）を受講する場合には、「公害総論」などの共通する4科目（19時間）についても、再度受講することとされるなど、既に修了している他の種類の資格に係る講習科目と同じ講習科目の免除は行われていない。

また、「大気関係第3種公害防止管理者」と「同第2種公害防止管理者」の講習を修了している者が「同第1種公害防止管理者」の講習を受講する場合のように、受講しようとする全科目について既に受講している場合であっても、改めて受講することとされており、受講時間及び受講料のいずれにおいても、受講者の負担を配慮したものとなっていない。

表3 資格種類別の受講科目

資格種類	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第2種公害防止管理者	大気関係第1種公害防止管理者
公害総論（3時間）	○	○	○	○
大気概論（4時間）	○	○	○	○
大気特論（5時間）	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論（7時間）	○	○	○	○
大規模大気特論（7時間）	—	○	—	○
大気有害物質特論（5時間）	—	—	○	○
受講科目数 （講義時間数） （受講料）	4科目 （19時間） （18,500円）	5科目 （26時間） （26,000円）	5科目 （24時間） （24,000円）	6科目 （31時間） （31,000円）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は、受講が必要な科目を示す。

3 各受講科目の講義内容は、資格種類にかかわらず共通の内容となっている。

5 試験及び講習の相互間における受験科目等の免除の状況

また、試験及び講習については、表4のとおり、例えば、大気関係の4種類の資格をみると、試験科目と講習科目は、それぞれ共通しているが、講習で資格を取得した者が、試験によりその上位資格を取得しようとする場合には、上記3の試験における受験科目の免除とは異なり、受験科目の免除は全く行われていない。

例えば、「大気関係第4種公害防止管理者」の講習（4科目）を修了して資格を取得している者が、その上位資格である「同第3種公害防止管理者」の試験（5科目）を受験しようとする場合には、当該資格の受験科目と共通する「公害総論」等の4科目に相当する知識・技能等を講習により修得しているにもかかわらず、改めて当該4科目を含む全5科目を受験しなければならないこととされており、受験者の負担を配慮したものとなっていない。

また、これとは反対に、試験で資格を取得した者がその上位資格を講習で取得しようとする場合においても、受講科目の免除を行う仕組みとはなっていない。

表4 資格種類別の受験・受講科目

資格種類 受験・受講科目	大気関係第4種公害防止管理者		大気関係第3種公害防止管理者		大気関係第2種公害防止管理者		大気関係第1種公害防止管理者	
	試験	講習	試験	講習	試験	講習	試験	講習
公害総論	○	○	○	○	○	○	○	○
大気概論	○	○	○	○	○	○	○	○
大気特論	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論	○	○	○	○	○	○	○	○
大規模大気特論	—	—	○	○	—	—	○	○
大気有害物質特論	—	—	—	—	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は、受験又は受講が必要な科目を示す。

件名	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の免除を行っていないもの																												
資格名	受胎調節実地指導員	制度所管	厚生労働省	事業名	講習																								
関係法令	母体保護法（昭和23年法律第156号） 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）																												
<p>1 資格の取得要件</p> <p>女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、母体保護法第15条第1項により、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならないとされている。また、同法第15条第2項により、都道府県知事の指定を受けることができる者（「受胎調整実地指導員」という。）は、厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産師、保健師又は看護師とされている。</p> <p>2 講習の科目及び時間数</p> <p>都道府県知事が認定する講習の内容は、同法施行規則第17条第2号により、講習の科目及び時間数が表1に定めるもの以上であることとされている。</p> <p>表1 母体保護法施行規則別表（第17条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総論</td> <td>9</td> <td>受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。</td> </tr> <tr> <td>受胎調節の基礎</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受胎調節の指導</td> <td>13</td> <td>実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。</td> </tr> <tr> <td>実習</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>討論</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考査</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 講習プログラムの内容</p> <p>都道府県知事が認定する講習を受けて受胎調節実地指導員の指定を受けられる者は、助産師、保健師又は看護師であるが、受講科目及び時間数は3者とも同じとされている。</p> <p>しかしながら、表1の科目及び時間数に基づき実施されている講習のプログラムの内容をみると、表2のとおり、「助産師の声明と助産倫理（1時間）」、「家族計画の歴史と目的、意義（1時間）」、「避妊法概説（1時間）」、「近代的避妊法の基礎（2時間）」等となっており、座学講習については、日常的に助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行っている「助産師」にとって、新たな知識の取得を目的に受講する必要性は乏しいと考えられる。</p>						科目	時間数	備考	総論	9	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。	受胎調節の基礎	5		受胎調節の指導	13	実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。	実習	10		討論	2		考査	1		計	40	
科目	時間数	備考																											
総論	9	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。																											
受胎調節の基礎	5																												
受胎調節の指導	13	実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。																											
実習	10																												
討論	2																												
考査	1																												
計	40																												

表2 受胎調整実地指導員研修会のプログラム例

1日目	9:20～10:20	10:30～11:30	11:40～12:40	13:40～15:10	15:20～18:20
	助産師の声明と助産倫理	家族計画の歴史と目的、意義	わが国の母子保健施策 母体保護法と関連施策	リプロダクティブヘルス/ライフ —開発途上国の女性の健康—	リプロ・ヘルス・サポーターの役割と活動の実際
2日目	9:00～10:00	10:10～10:40	10:50～12:50	13:50～16:50	17:00～19:00
	ヒューマンセクシャリティ	避妊法概説	近代的避妊法の基礎	低用量ピルの薬理学と服薬指導の実際 I・II	性感染症の動向・検査・治療
3日目	9:00～12:00		12:50～14:50		15:00～19:00
	受胎調節指導の実際(思春期を含む)		受胎調節指導の実際		成熟期女性のヘルスアセスメント
4日目	9:00～11:00		11:10～13:10	14:30～17:30	17:30～18:30
	指導のためのカウンセリング		実習Ⅰ	実習Ⅱ	グループ討議
5日目	9:00～12:00		13:30～15:30	15:00～16:40	16:50～17:50
	実習Ⅲ		実習まとめ	試験	総まとめ

(注) 社団法人日本助産師会の資料に基づき当省が作成した。

4 講習の科目免除制度の導入の余地

このように、受胎調節実地指導員の資格取得に係る講習については、3資格者ともに同じ内容の講習を受けることとされているが、助産師においては必ずしも受講する必要はないものが含まれていることから、受講対象者の保有資格に応じた科目免除制度の導入について検討する余地があると考えられる。

表Ⅱ-3-(2)-④

件名	資格者名簿への登録が任意であるにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点され、未登録者が不利益を受ける仕組みとなっているもの								
法人名	社団法人建築設備技術者協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	推薦等	登録者数 (平成21年度)	505人
関係法令	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）								
<p>建築設備士の資格は、建築士法施行規則第17条の18の規定に基づき、建築設備士試験に合格することで取得することができることとされている。</p> <p>当該資格を取得し業務を行う者は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格を有することを証明するものとして、国土交通大臣の指定を受けて社団法人建築設備技術者協会が行う登録（登録手数料2万2,050円）を任意に受けることができるとされている。この登録制度は、建築設備士の資格を有する者が任意に行うものであり、登録の有無によって、法令上、建築設備士としての役割や業務内容などに差が生じるものではない。</p> <p>しかしながら、国土交通省では、「国土交通省地方整備局等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き—平成21・22年度—」等に基づき、地方整備局等が発注する測量等業務の受注資格者の審査において、「建築設備士」とは、「建築士法施行規則による建築設備士の登録を受けている者」と位置付けている。このため、登録を受けていない建築設備士は、建築設備士としてみなされず、審査の要素となる有資格者数の点数に加算されないこととされており、実際には、任意とされている建築設備士の登録を受けないと、当該資格者としての効力が制限され、登録をしていない者が不利益を被るような仕組みになっている。</p> <p>なお、平成21年度に建築設備士の資格を取得した者は634人であり、そのうちこの登録を受けた者は505人（登録率79.7%）となっている。</p>									

表Ⅱ-3-(2)-⑤

件名	法令上、試験合格又は講習修了後、免状の交付を受けることにより取得する資格について、別途、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加え、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの								
法人名	財団法人日本環境整備教育センター	法人所管	環境省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	12人 (0人)
資格名	浄化槽管理士	制度所管	環境省	事業名	試験講習	実施形態	委託等	受験者数等 (平成21年度)	1,227人 1,542人
関係法令	浄化槽法(昭和58年法律第43号) 浄化槽法施行令(平成13年政令第310号) 浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)								
<p>1 法令等に基づく資格取得要件</p> <p>浄化槽の所有者等は、浄化槽法第10条の規定に基づき、毎年1回、自ら又は浄化槽管理士の資格を有する者等に委託して、浄化槽の保守点検を行わなければならないこととされている。</p> <p>この浄化槽管理士の資格を取得しようとする場合には、同法第45条等の規定に基づき、①環境大臣の指定を受けた財団法人日本環境整備教育センターが実施する試験又は講習に合格又は修了し、さらに、②環境大臣から浄化槽管理士免状の交付を受けることが必要とされている。</p> <p>このうち、受験料及び免状交付手数料については、同法施行令第3条において、それぞれ2万200円、2,300円と規定されている。また、講習受講料については、同法施行規則第45条の規定に基づき、同センターが12万9,700円(講習期間13日間)に設定している。</p> <p>なお、環境大臣が交付する浄化槽管理士免状については、同法施行規則第16条の規定に基づき、その様式が定められており、具体的な記載事項として、①免状交付番号、②本籍、③氏名、④生年月日、⑤免状交付年月日等が規定されている。また、浄化槽管理士が浄化槽の保守点検業務を行う場合において、法令上、免状を携帯・提示する義務はない。</p> <p>2 条例に基づく業務実施要件</p> <p>都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区)は、浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度(以下「登録制度」という。)を設けることができることとされている。登録制度が設けられた場合には、浄化槽の保守点検を業とする者は、同条第3項の規定に基づき、浄化槽管理士の資格を有する者を当該業務に従事させなければならないこととされている。</p> <p>登録制度を設けている都道府県の多くは、保守点検業務に従事する浄化槽管理士に対して、環境大臣から交付される「浄化槽管理士免状」とは別に、条例に基づき、「浄化槽管理士証」の交付を受け、その携帯を義務付けている。この浄化槽管理士証の交付者、交付手数料、様式、記載事項等については、都道府県により異なっている。</p> <p>しかしながら、浄化槽管理士証の記載事項や交付状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 浄化槽管理士免状と浄化槽管理士証の記載事項等を比較すると、都道府県によって浄化槽管理士証の記載事項に多少の違いはあるものの、表1のとおり、免状交付番号、氏名、生年月日などおおむね重複する内容となっており、資格者証明書を2種類も交付する必要性は乏しい状況となっている。</p>									

表1 浄化槽管理士免状及び浄化槽管理士証の記載事項等

主な記載事項等	浄化槽管理士免状	浄化槽管理士証					
		東京都	青森県		栃木県	新潟市	高知市
免状交付番号	○	○	○	—	○	○	○
本籍	○	—	—	○	—	—	—
氏名	○	○	○	○	○	○	○
生年月日	○	○	○	○	○	○	—
免状交付年月日	○	—	—	—	—	—	—
住所	—	○	—	—	○	—	—
写真	—	○	○	○	○	—	○
所属営業所名	—	—	—	—	—	○	○
証書交付者	大臣	知事	事業者	理事長	事業者	事業者	市長
証書の大きさ	A3版	9×6.4 cm	9×6 cm	9×6 cm	9×6 cm	不明	不明
携帯義務	—	○	○	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中、「○」は記載事項となっていること、「—」は記載事項となっていないことを示す。

3 「証書交付者」欄の「事業者」は浄化槽管理士を雇用する浄化槽保守点検業者を、「理事長」は環境大臣の指定を受けて浄化槽管理士試験及び同講習を実施している財団法人日本環境整備教育センター理事長を示す。

4 青森県では、条例に基づき、事業者が交付するもの又は理事長が交付するもののいずれかを携帯することとしている。

② 上記のとおり、登録制度を設けている都道府県の多くは、条例の規定に基づき、浄化槽管理士に対して、業務を行う際に浄化槽管理士証を携帯し、必要があればこれを提示することを求めている。しかしながら、浄化槽管理士の資格を有する者か否かの確認については、浄化槽保守点検業者が都道府県知事に業の登録を申請する場合に、登録要件の一つとして審査されており、また、浄化槽所有者等は浄化槽点検業者と契約を締結するものであることなどから、実際の保守点検の現場において改めて浄化槽管理士に対して資格者証明書の提示を求めて確認する必要性は乏しいと考えられる。このため、登録制度を設けている都道府県の中には、佐賀県のように浄化槽管理士証を交付していないものもある。

上記のとおり、浄化槽管理士については、浄化槽法に基づく浄化槽管理士免状のほかに、条例に基づき浄化槽管理士証を交付する必要性は認められないことから、浄化槽管理士証の在り方を見直す余地があると考えられる。

なお、登録制度を設けている都道府県の多くが浄化槽管理士証の交付を制度化している背景として、表2のとおり、浄化槽法の公布時に厚生省（昭和59年当時）が各都道府県知事等あてに発出した通知（「浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について」（昭和59年12月22日付け衛環第155号各都道府県知事、各政令市長あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、条例のひな形として、浄化槽管理士証の携帯を義務付ける規定を設けていることによるものと考えられる。

表2 浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について（昭和59年12月22日付け衛環第155号各都道府県知事、各政令市長あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）〈抜粋〉

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条に係る条例については、別紙のとおり準則を作成したので、当該条例の制定に際してはこれを参照し、浄化槽の保守点検を業とする者の登録事務の円滑な実施に遺漏ないよう努められたい。

別表 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例準則

（目的）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和五八年法律第四三号。以下「法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（営業所の設置等）

第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前三項の規定のいずれかに抵触する場合は、二週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い若しくは実地に監督しなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

7 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯しなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ-3-(2)-⑥-a

件名	受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるもの								
資格名	技能士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	746,053人
関係法令	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)								

1 技能検定制度の概要

職業能力開発促進法第44条等の規定に基づき、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する「技能検定制度」が昭和34年から設けられている。

この技能検定は、同法施行令第2条で定める136の職種(例：ファイナンシャル・プランニング)ごとに、同法施行規則第61条で定める原則として6の等級(例：1級)に区分して行うこととされており、これらに合格した者は、合格した職種及び等級を表示して「技能士」と称することができることとされている。

なお、136の検定対象職種のうち61職種については、表1のとおり、さらに具体的な作業区分が設けられ、その作業区分ごとに技能検定が行われている。

表1 技能検定の対象職種等の例

職種	等級	作業区分
ファイナンシャル・プランニング	1級、2級、3級	資産相談業務
		資産設計提案業務
		個人資産相談業務
		中小事業主資産相談業務
		生保顧客資産相談業務
		損保顧客資産相談業務
光学機器製造	特級、1級、2級	光学ガラス研磨作業
		光学機器組立て作業
調理	なし	日本料理調理作業
		すし料理調理作業
		西洋料理調理作業
		中国料理調理作業
		麺料理調理作業
		給食用特殊料理調理作業

(注) 職業能力開発促進法等の規定に基づき、当省が作成した。

2 技能検定職種の統廃合

(統廃合の実施状況)

技能検定制度については、「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日規制改革会議)等において、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされている。

これらを踏まえ、厚生労働省では、省内に「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査委員会」を設置するなどして、技能検定職種の統廃合の余地について検討を進めている。

この検討の中では、統廃合の具体的な判断基準として、①過去6年間の年間平均受検者数が100人以下となっている職種を選定し(第1次判断)、②①により選定した職種について、関係業界団体等に対するヒアリング及び一般国民への意見募集を基に、業界、雇用主、受検者及び消費者それぞれにとっての社会的便益を勘案し、その存続の適否を判断する(第2次判断)こととしている。

上記の判断基準に基づき、平成22年10月には、表2のとおり、まずは年間平均受検者数が30人以下となっている木工機械整備等10の職種の全てについて、統廃合を進めることとしている。

表2 統廃合を検討している職種

職種	受検者数(単位:人)						
	6年間 平均	平成15 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
木工機械整備	28	—	66	—	60	1	41
建築図面製作	20	34	23	12	32	2	18
ファインセラミックス製品製造	17	40	25	38	—	—	—
れんが積み	13	—	22	—	30	—	28
ガラス製品製造	9	—	33	—	22	—	—
竹工芸	8	—	20	—	—	25	—
金属研磨仕上げ	7	—	18	—	25	—	—
製材のこ目立て	6	—	—	—	—	—	36
漆器製造	4	—	25	—	—	—	—
コンクリート積みブロック施工	3	—	12	—	5	—	2

(注) 1 「平成21年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書(平成22年10月)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該職種に係る試験を休止しているものを示す。

(更なる見直しの余地)

なお、上記の判断基準の①となっている過去6年間の年間平均受検者数については、職種全体の受検者数の合計を基にしているため、表3及び4のように、試験の実施単位となっている等級又は作業区分ごとにみた場合には、受検者数が継続的に極端に少なくなっているものもみられる。これらについては、個々の等級又は作業区分ごとに社会的便益を勘案し、更に等級や作業区分の統廃合等について検討する余地があるものと考えられる。

表3 等級別の受検者数の推移(「寝具製作」職種の例)

職種	等級	受検者数(単位:人)				
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
寝具製作	1級	—	16	—	—	17
	2級	—	10	—	—	17
	基礎1級	0	0	0	0	0
	基礎2級	158	142	168	201	171
	合計	158	168	168	201	205

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況(厚生労働省職業能力開発局能力評価課)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該等級に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている等級を示す。

表4 作業区分別の受検者数の推移（「放電加工」職種の例）

職種	等級	作業区分	受検者数（単位：人）				
			平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放電加工	特級	(なし)	32	29	34	35	42
	1級	形彫り放電加工作業	19	15	1	2	7
		数値制御形彫り放電加工作業	68	67	77	69	66
		ワイヤ放電加工作業	177	194	186	224	192
	2級	形彫り放電加工作業	24	28	—	1	13
		数値制御形彫り放電加工作業	124	145	168	201	185
		ワイヤ放電加工作業	247	307	303	360	288
		合計	691	785	769	892	793

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況（厚生労働省職業能力開発局能力評価課）」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該作業区分に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている作業区分を示す。

表Ⅱ-3-(2)-⑥-b

件名	試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの
----	--

森林組合連合会は、森林組合法第 101 条等の規定に基づき、その会員となっている森林組合等に対する監査事業を行うことができるとされている。具体的には、全国森林組合連合会が都道府県森林組合連合会を、都道府県森林組合連合会が市町村等の単位で設立されている森林組合をそれぞれ監査するというように、系統組織における上部機関が会員に対して監査を行うこととされている。これら監査実施主体が当該監査事業を行う場合には、同法第 102 条の規定に基づき、森林組合監査士の資格を有する者を従事させなければならないこととされている。

森林組合監査士の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第 107 条の規定に基づき、全国森林組合連合会が行う試験に合格することが要件の一つとされている。当該試験の課目、方法、受験資格、受験料等については、同連合会が農林水産大臣の承認を受けて定めることとされている。

また、上記の森林組合監査士と同様、農業協同組合法及び水産業協同組合法に基づき、農業協同組合中央会や漁業協同組合連合会等の系統組織における上部機関が会員に対して監査事業を行う場合に、当該事業に従事することとされている者として、農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士がある。

しかしながら、これら森林組合監査士等 3 資格に係る試験の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。

① 森林組合監査士試験の実施状況

森林組合監査士試験の受験者数の推移をみると、表 1 のとおり、年間約 50 人程度であり、さらに、合格者のほぼ全員が森林組合等の職員となっている。

表 1 森林組合監査士試験の受験状況

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格者に占める森林組合等の職員数
平成 17 年度	64	18	18
18 年度	48	12	12
19 年度	45	11	11
20 年度	48	13	12
21 年度	63	27	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 21 年度末現在、692 の森林組合があり、これらを監査するために 193 人の森林組合監査士が全国 47 の都道府県森林組合連合会に所属している。

また、森林組合監査士試験に係る平成 21 年度の収支状況をみると、上記のとおり、受験者数が少ない状態においても、試験問題の作成等の必要費用は他の資格試験と同様に一定程度発生するため、表 2 のとおり、赤字を計上している。

表 2 森林組合監査士試験の収支状況 (平成 21 年度)

(単位：円)

収入	受験料 (a)	765,000
支出	試験委員謝金	266,672
	試験会場借料	215,880
	試験問題作成・採点料	396,000
	試験問題・解答用紙印刷代	88,725
	合格証書作成費	48,772
	その他	108,572
	合計 (b)	1,124,621
収支差 ((a) - (b))		▲359,621

(注) 当省の調査結果による。

② 農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士試験の実施状況

農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士試験の受験者数の推移をみると、表3のとおりとなっている。

表3 農業協同組合監査士試験等の受験状況

(単位：人)

	農業協同組合監査士試験		水産業協同組合監査士試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成17年度	452	104	99	18
18年度	445	123	103	18
19年度	426	100	127	22
20年度	460	105	137	25
21年度	460	96	136	16

(注) 当省の調査結果による。

また、農業協同組合監査士試験及び水産業協同組合監査士試験に係る平成21年度の収支状況等をみると、上記の森林組合監査士試験と同様、表4のとおり、いずれも赤字を計上している。なお、農業協同組合監査士試験については、平成22年度に収支相当となるように受験料を3万円に改定し、収支状況は約20万円の黒字(支出に対する割合は1.4%)となっている。

表4 農業協同組合監査士試験等の収支状況等(平成21年度)

(単位：円)

		農業協同組合監査士試験	水産業協同組合監査士試験
収入		11,850,000	2,880,000
支出		12,648,320	4,167,397
収支差		▲798,320	▲1,287,397
受験料の設定状況	平成17年度	20,000	25,000
	18年度	〃	〃
	19年度	〃	〃
	20年度	25,000	〃
	21年度	〃	〃

(注) 当省の調査結果による。

③ 森林組合監査士等試験の試験課目の比較

森林組合監査士、農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士は、それぞれ監査対象機関は異なるものの、森林組合連合会等の系統組織における上部機関が会員に対して監査事業を行う場合に、透明性のある会計処理や適正な事業運営に資するよう経理や業務内容を客観的にチェックするという点で類似する業務を行っている。このため、表5のとおり、試験課目も類似しているものとみられる。

表5 試験課目等の比較

課目	森林組合監査士試験	農業協同組合監査士試験	水産業協同組合監査士試験
監査	監査論	監査理論	監査論
	森林組合の監査の実務	監査の実務	水産業協同組合の監査の実務
会計学	財務諸表論	財務諸表論	財務諸表論
	経営分析	—	経営分析
簿記	簿記理論	管理会計論	—
	森林組合の簿記の実務	簿記理論	簿記理論
法規	森林組合関係法	農業協同組合の簿記実務	水産業協同組合の簿記の実務
	森林組合論(協同組合論、森林組合史を含む)	農業協同組合法及び農業協同組合論(協同組合論を含む)	水産業協同組合関係法
組合論	—	—	協同組合論(協同組合史を含む)、水産業協同組合経営論
	—	法人税法	—
関係法	—	民法	—

(注) 各試験の受験案内等に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ－3－(3)－①

件名	受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退しているもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交通省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	12,664 人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								

旅行者は、旅行業法第11条の2により、営業所ごとに、旅行業務取扱管理者を1人以上選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならないこととされている。

旅行業務取扱管理者試験は、旅行業法第11条の3により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされており、同法第25条の2により、観光庁長官は、申請により、旅行業協会に試験事務を行わせることができるとされている。これにより、社団法人日本旅行業協会が、観光庁長官の指定を受けて総合旅行業務取扱管理者試験を実施している。

同法人では、例年、当該資格試験を10月中旬に実施しているが、下表のとおり、受験料(6,500円)を支払って出願しているにもかかわらず、受験を辞退している者が21.5%(過去5年平均)みられる。

当省が本資格保有者を対象に行った調査では、「試験が毎年10月に行われるが、旅行業の繁忙期と重なるため、時期を変えてほしい」とする意見があることから、受験者にとって、当該試験の実施時期が必ずしも適当なものとなっておらず、試験の実施時期を見直す余地があると考えられる。

表 総合旅行業務取扱管理者試験の受験者数等の推移

(単位：人、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
出願者数(A)	18,655	16,660	16,792	15,498	15,259	82,864
受験者数(B)	13,819	12,800	13,168	12,576	12,664	65,027
辞退者数(C)	4,836	3,860	3,624	2,922	2,595	17,837
((A)-(B))	(25.9)	(23.2)	(21.6)	(18.9)	(17.0)	(21.5)
(C/A)						

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ-3-(3)-②

件名	受講者の技能等を考慮した受講科目の免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの								
法人名	財団法人日本建築設備・昇降機センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	47人 (0人)
資格名	建築設備検査資格者	制度所管	国土交通省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	974人
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)								

建築基準法第12条第3項において、同法に定める建築設備の所有者は、当該建築設備について、定期に建築設備検査資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされている。

建築設備検査資格者は、同法第施行規則第4条の20第3項により、建築設備検査資格者講習を修了した者等でないといけないとされており、当該講習に係る事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している。

当該講習は、下表のとおり、建築設備定期検査制度総論等11科目から構成されており、平成22年度においては、全国4か所(東京2か所、大阪、名古屋)で行われ、講習日数は4日間(25.5時間)、受講料は5万400円となっている。また、建築設備士の資格を有する者については、申請により、下表の②から⑧までの7科目について受講の免除を受けることができ、受講の免除を受けた者については、通常の実講料(5万400円)から、受講しなかった7科目分の費用を割り引いた受講料(3万1,500円)が徴収される仕組みになっている。

しかし、当該免除を受けた者は、講習2日目と3日目の全ての科目が免除されるものの、1日目に①の科目を受講し、その後4日目に⑨、⑩及び⑪の科目を受講することになり、遠方から宿泊して受講する者の場合、1日目から4日目まで拘束されることとなり、時間や宿泊費用などの余分な負担が生じるものとなっている。

表 建築設備検査資格者講習の科目と時間

日程	講習科目	講習時間
1日目	① 建築設備定期検査制度総論	1.0時間
	② 建築設備に関する建築基準法令	3.5時間
	③ 建築学概論	2.0時間
2日目	④ 換気・空気調和設備	4.5時間
	⑤ 排煙設備	2.0時間
3日目	⑥ 電気設備	2.5時間
	⑦ 給排水衛生設備	2.5時間
	⑧ 建築設備の耐震規制・設計指針	1.5時間
4日目	⑨ 建築設備定期検査業務基準	2.5時間
	⑩ 建築設備に関する維持保全	1.5時間
	⑪ 修了考査	2.0時間
合計		25.5時間

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けをした講習科目は、建築設備士の資格を有する者が、申請により免除を受けることができる科目を示す。

表Ⅱ-3-(3)-③-i)

件名	検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの						
法人名	財団法人食品薬品安全センター	法人所管	厚生労働省	役員数	2人	職員数(人)	75人
検査検定名	簡易専用水道の管理の検査	制度所管	厚生労働省	実施形態	推薦等	実施件数(平成21年度)	1,470件
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号)						

簡易専用水道は、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とし、その供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものとされている。その設置者は、水道法第34条の2に基づき、厚生労働省令で定める基準に従った管理を自ら行うとともに、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者(登録検査機関)による検査を1年以内ごとに1回受検することとされている。

また、同法第34条の4に基づき、厚生労働大臣は、登録検査機関としての登録を申請する者が、同法に規定する簡易専用水道の管理の検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて検査を行うものである等の要件に全て適合しているときは、登録しなければならないこととされている。

財団法人食品薬品安全センターは、登録検査機関として、同法第34条の4の規定に基づき、検査の実施方法や検査に関する料金等を定めた検査業務に関する規程(簡易専用水道検査業務規程)を定めている。

しかしながら、同センターにおいては、検査業務の実施に当たり、同日に複数施設の検査を行う場合や公共施設の検査を行う場合は料金の割引を行うこととしているが、同業務規程においては、下表のとおり、標準的な料金のみが規定されており、具体的な割引条件や割引額などの内容は定められていない。

また、同センターのホームページにおいても、検査料金は、一件当たり1万8,000円と表記されているのみで、割引制度の内容等は明らかになっていない。

表 簡易専用水道の管理の検査に係る料金の設定状況

6 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納方法に関する事項	
1) 料金	
簡易専用水道の管理の検査に関する標準的な料金は、次のとおりである。	
検査の内容	料金(円)
簡易専用水道の管理の検査	18,000(消費税5%含む)
建築物衛生法適用の書類検査	3,500(消費税5%含む)

(注) 1 財団法人食品薬品安全センターの資料に基づき当省が作成した。
2 下線は、当省が付した。

一方、同センターと同様、登録検査機関となっている社団法人日本食品衛生協会では、業務規程において、標準的な料金を定めるとともに、検査時間や移動時間の短縮により検査に要する実費の減額が可能と考えられる場合を具体的に明示し、これらに該当する場合には料金を割り引く旨を定めるなど、割引制度の内容等を明らかにしている。

表Ⅱ-3-(3)-③-ii)

件名	検査の種類ごとに標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると利用者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの						
検査検定名	自動車検査 (継続検査)	制度 所管	国土交通省	実施 形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	31,701,635件
関係法令	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)						

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、道路運送車両法第62条に基づき、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用するときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならないこととされている。

また、同法第94条の2に基づき、地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場で、自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術、管理組織等を有し、かつ、確実に同法に規定する自動車検査員を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについては、指定自動車整備事業の指定をすることができることとされている。

自動車の使用者には、継続検査の手続として、①自ら受検する方法、②受検代行業者に依頼して受検する方法又は③自動車整備事業者等に依頼して受検する方法の3つがある。

自動車の使用者は、受検に当たり、自動車検査手数料や自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用を支払うこととされている。使用者が上記②又は③の受検方法を選択した場合には、依頼した条件に応じて、点検整備料金や点検整備に付随するサービス等の料金を支払うこととされている。国土交通省では、自動車整備業界団体に対して、「自動車の整備料金、整備内容の適正化について」(平成5年7月19日付け自整第172号の2運輸省自動車交通局長通知)を发出し、整備事業者は、法定費用、点検整備料金、点検整備と関わりのない費用等について、明確に区分して説明するよう指導している。これらの検査に要する手数料等については、利用者保護の観点からも、負担する費用の内訳が明確になっているなど、受検者に誤解を与えないような分かりやすい料金表示とする必要があると考えられる。

しかしながら、当省において、指定自動車整備事業の指定を受けている民間事業者の自動車検査に係る広告の内容を調査した結果、表1及び2のとおり、「検査コース」の名称、総額及び最大割引後の価格は示されているが、具体的な検査項目等は不明となっており、また、「車検基本料金0円になるかも」などとして、受検者に誤解を与えるおそれのある料金表示等を行っている事業者がみられた。また、指定自動車整備事業者以外の受検代行業者等の広告においても、同様に受検者に分かりにくい料金表示等を行っている事業者がみられた。

表1 A社における自動車検査に係る手数料等

車種	法定費用	検査コース	総額	最大割引後(税込)
オートバイ	26,340円	セーフティ	56,895円	34,320円
軽自動車	34,900円	セーフティ	65,455円	42,880円
		フルメンテ	68,920円	46,345円
小型乗用車 (車両重量1.0t迄)	57,130円	セーフティ	87,685円	65,110円
		フルメンテ	92,410円	69,835円
中型乗用車 (車両重量1.5t迄)	69,730円	セーフティ	100,285円	77,710円
		フルメンテ	105,010円	82,435円
大型乗用車 (車両重量2.0t迄)	82,330円	セーフティ	112,885円	90,310円
		フルメンテ	117,610円	95,035円

- (注) 1 国土交通省から提出のあったA社の自動車検査に係る広告に基づき、当省が作成した。
 2 セーフティコースは、経済的な車検をお望みの方用(走行距離2万キロ以上6万キロ以下)、また、フルメンテコースは、日頃、車のメンテナンスのない方用(同6万キロ以上)として設定されている。
 3 このほか、広告内において、『車検基本料金0円になるかも』との記載あり。

表2 B社における自動車検査に係る手数料等

車種	検査コース	検査手数料
軽自動車	スーパーエコノミー	車検総額 39,999 円
	スーパークイック	車検総額 44,280 円
	スーパーテクノ	割引後総額 45,999 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 50,999 円
小型乗用車 (車両重量～1,000 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 64,999 円
	スーパークイック	車検総額 66,480 円
	スーパーテクノ	割引後総額 69,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 74,999 円
中型乗用車 (車両重量～1,500 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 77,999 円
	スーパークイック	車検総額 79,080 円
	スーパーテクノ	割引後総額 82,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 87,999 円
大型乗用車 (車両重量～2,000 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 89,999 円
	スーパークイック	車検総額 91,680 円
	スーパーテクノ	割引後総額 96,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 101,999 円

- (注) 1 国土交通省から提出のあったB社の自動車検査に係る広告に基づき、当省が作成した。
 2 各コースの具体的な検査内容等については不明。
 3 このほか、広告内において、『車検基本料 4,980 円、車検総額 9,500 円。これ以外、
 1円も頂きません』との記載あり。

表Ⅱ-3-(3)-④-a

件名	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの								
法人名	社団法人全国火薬類保安協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)		1人 (1人)	職員数(人) (国家公務員出身者数)		8人 (0人)
資格名	発破技士	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	4,982人
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)								

発破技士の免許を受けた者は、労働安全衛生法第61条の規定に基づき、発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務を行うことができるとされている。当該免許を受けるためには、同法第72条の規定に基づき、都道府県労働局長が行う発破技士免許試験に合格する必要があるとされている。

また、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(以下「消費者」という。)は、火薬類取締法第29条に基づき、保安教育計画を定め、発破技士免許取得者などその従事者に対し、2年間に1回以上、保安意識の高揚に関すること、火薬類一般の性質の概要に関することなどを内容とした、保安教育を行うこととされている。

一方、この保安教育については、社団法人全国火薬類保安協会(以下「全国協会」という。)の会員である、全国47の都道府県火薬類保安協会(以下「都道府県協会」という。)が実施する「火薬類従事者講習」を受講(受講料5,300円から7,700円)することにより代替することができるとされている。全国協会においては、この講習に関し、受講者記録の管理、教材の作成、講師の育成、都道府県協会への予算補助等を行っている。また、都道府県協会では、「火薬類従事者講習」を受講した者に対し、その受講を証明するものとして、「火薬類取扱従事者手帳」を交付している。

しかしながら、全国協会では、消費者自らが保安教育を行うことも認められているにもかかわらず、都道府県協会が実施する「火薬類従事者講習」を受講し、「火薬類従事者手帳」の交付を受けなければ、保安教育を受けたことを証明することができないとして、下表のとおり、火薬類従事者手帳がないと発破作業に従事することができない旨の誤った情報をホームページで提供している。

表 社団法人全国火薬類保安協会のホームページにおける説明(抜粋)

【手帳制度Q&A】

Q6. 免状、免許等の資格があるが手帳を持っていない場合、業務を行うことができますか。

A. 火薬類取扱保安責任者に就任する場合、または発破作業に従事する場合、法に定められた保安教育を受けていることが必要ですが、手帳がないとそれが証明できないため、これらの業務に就くことができません。

(注) 1 社団法人全国火薬類保安協会のホームページから、「試験制度Q&A」に掲載されている質問及びその回答を抜粋した。

2 本表は、平成23年6月29日現在の状況を示すものである。

表Ⅱ-3-(3)-④-b

件名	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの							
法人名	社団法人建築設備技術者協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)		1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	推薦等	登録者数 (平成21年度)
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)							

建築設備士は、建築士法第20条第5項の規定に基づき、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切な助言を行うことができる者とされている。

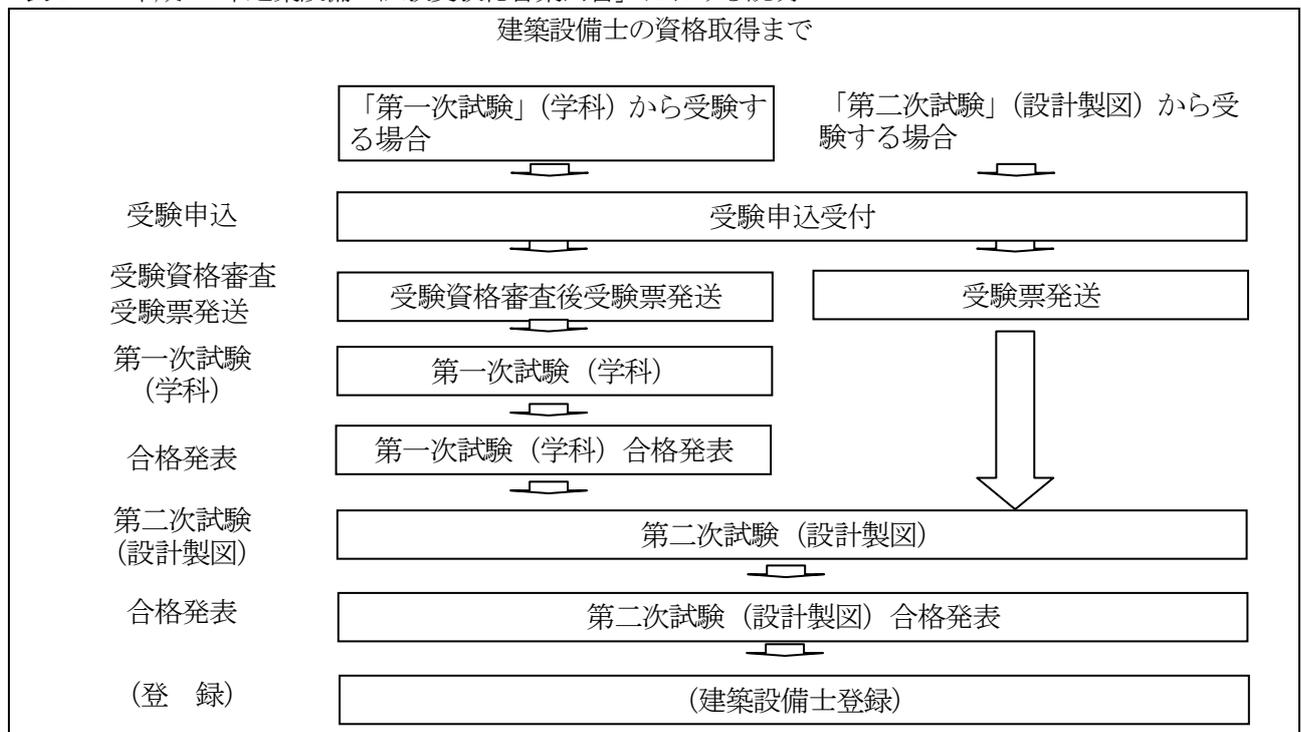
当該資格を取得するためには、同法施行規則第17条の18の規定に基づき、建築設備士試験に合格することが要件とされており、この試験の事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行っている。

また、この資格を取得し業務を行う者は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格を有することを証明するものとして、国土交通大臣が指定する登録(登録手数料2万2,050円)を受けることができるとされており、この登録の事務については、社団法人建築設備技術者協会が行っている。

この登録制度は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格者の任意により行うものであり、法令上は、その登録の有無によって、建築設備士としての役割や業務内容などに差が生じるものではない。

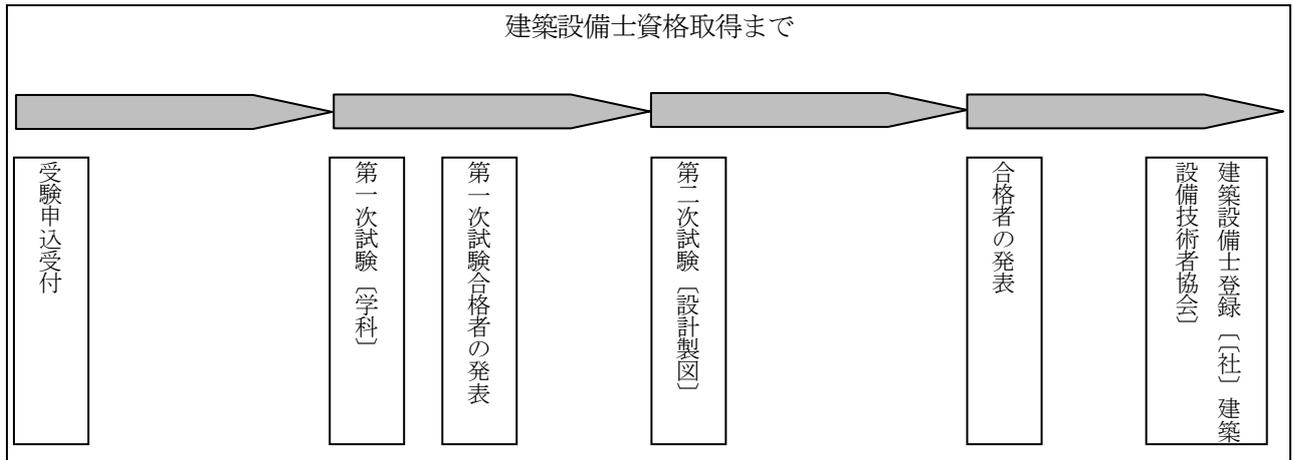
しかしながら、建築設備士の試験事務を行う財団法人建築技術教育普及センターが発行している「平成22年建築設備士試験受験総合案内書」や、同センターのホームページにおける制度全般の説明においては、表1及び2のとおり、「建築設備士の資格取得まで」などとして、試験から登録までを資格取得の一連の流れとして記載されており、建築設備士の登録を受けることが、資格を取得するための必須要件であるかのような、誤解を招く不正確な情報提供を行っている。

表1 「平成22年建築設備士試験受験総合案内書」における説明



(注) 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき、当省が作成した。

表2 財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおける説明



(注) 財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおける記載を基に当省が作成した。

また、建築設備士の登録事務を行う社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける説明においても、表3のとおり、登録を受けることが資格を取得するための必須要件であるかのような情報提供を行っている。

表3 社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける説明

建築設備士登録制度とは

昭和60年11月に建築士法に基づく建設省告示が出され、建築設備士制度がスタートし、試験や講習の難関を経てきた建築設備士が十分に活用される環境が順次整備されてきています。

そのためには、誰が建築設備士になっているのか、第三者が容易に知ることのできるシステムが不可欠です。

建築設備士登録制度は、このような社会の要請に応え、また建築設備士にとってもその業務活動の便宜を図るために定められたものです。

(注) 社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける記載を基に当省が作成した。

表Ⅱ-3-(3)-⑤ 試験問題及び解答の公開状況

制度所管 府省	資格制度	試験実施機関	公開の種類				公開状況等				備考	
			i 全部公開	ii 一部公開	iii 非公開	iv 有償提供	ホームページによる公開		手数料を徴収して提供	書籍として販売		
							公開内容 問題 解答	公開範囲				
総務省	無線従事者	(財) 日本無線協会				○	○	○	○	×	×	・直近1回分の問題及び解答はホームページで無償公開 ・その他の過去3年間分の問題及び解答は手数料(原則300円)を徴収して公開
	危険物取扱者 消防設備士	(財) 消防試験研究センター			○	○	×	×	—	×	×	
	電気通信主任技術者	(財) 日本データ通信協会	○				○	○	○	×	×	
	工事担任者		○				○	○	同上	×	×	
文部科学省	放射線取扱主任者	(財) 原子力安全技術センター		○			○	×	○	×	×	
	技術士	(社) 日本技術士会		○			×	○	○	×	×	
厚生労働省	理容師 美容師	(財) 理容師美容師試験研修センター			○		×	×	—	×	×	
	給水装置工事主任技術者	(財) 給水工事技術振興財団	○				○	○	○	×	×	
	建築物環境衛生管理技術者	(財) ビル管理教育センター		○			×	○	○	×	×	
	ボイラー技士	(財) 安全衛生技術試験協会	○				○	×	○	×	×	
	クレーン・デリック運転士		○				○	×	同上	×	×	
	移動式クレーン運転士		○				○	×	同上	×	×	
	発破技士		○				○	×	同上	×	×	
	労働衛生コンサルタント				○		×	×	—	×	×	・資格登録機関である(社)日本労働安全衛生コンサルタント会において、過去2年間分ごとの問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊3,500円)
	作業環境測定士		○				○	×	○	×	×	
	技能士(ビル設備管理)	(社) 全国ビルメンテナンス協会			○		×	×	—	×	×	
	技能士(ビルクリーニング)		○				×	×	—	×	×	
	技能士(着付け)	(社) 全日本着付け技能センター	○				○	○	○	×	×	
	技能士(レストランサービス)	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会				○	○	○	○	×	○	・直近1回分の問題及び解答はホームページで無償公開 ・過去3年間分の問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊1,500円)
	技能士(調理)	(社) 調理技術技能センター				○	×	×	—	×	○	・過去3年間分の問題及び解答をまとめた冊子を販売(1冊500円)
技能士(ファイナンシャル・プランニング)	(社) 金融財政事情研究会	○				○	○	○	×	×		
技能士(金融窓口サービス)		○				○	○	○	×	×		
技能士(知的財産管理)	(一般・社) 知的財産教育協会		○			○	○	○	×	×		
社会福祉士	(財) 社会福祉振興・試験センター	○				○	○	○	×	×		
介護福祉士		○				○	○	同上	×	×		
精神保健福祉士		○				○	○	同上	×	×		
経済産業省・環境省	公害防止管理者	(社) 産業環境管理協会		○			○	○	○	×	×	
	公害防止主任管理者		○				○	○	同上	×	×	
経済産業省	エネルギー管理士	(財) 省エネルギーセンター				○	○	○	○	×	○	・過去7回分の問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊2,520円)
	電気主任技術者	(財) 電気技術者試験センター		○			×	○	○	×	×	
	電気工事士		○				×	○	同上	×	×	
	中小企業診断士	(社) 中小企業診断協会		○			×	○	○	×	×	
ガス主任技術者	(財) 日本ガス機器検査協会		○			×	○	○	×	×		

制度所管府省	資格制度	試験実施機関	公開の類型				公開状況等				備考	
			i 全部公開	ii 一部公開	iii 非公開	iv 有償提供	ホームページによる公開		手数料を徴収して提供	書籍として販売		
							公開内容	公開範囲				
		問題		解答								
国土交通省	旅行業務取扱管理者	(社) 日本旅行業協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	自動車整備士	(社) 日本自動車整備振興会連合会	○				○	○	直近7回(平成16～22年度)	×	×	
	登録運転者	(財) 東京タクシーセンター (財) 大阪タクシーセンター				○	×	×	—	×	○	
	土木施工管理技士	(財) 全国建設研修センター		○			○	×	直近1回(平成22年度)	×	×	
	管工事施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	造園施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	土地区画整理士			○			○	×	同上	×	×	
	建築士	(財) 建築技術教育普及センター		○			×	×	・一級建築士については、一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題と直近1回分の解答を公開 ・二級建築士については、一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題を公開	×	×	・1次試験及び2次試験の問題及び解答は、同センターの本部及び支部において閲覧可能
	建築設備士			○			×	×	・一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題を公開	×	×	・1次試験及び2次試験の問題及び解答は、同センターの本部及び支部において閲覧可能
	マンション管理士	(財) マンション管理センター		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	旅行業務取扱管理者	(社) 全国旅行業協会	○				○	○	直近6回(平成17～22年度)	×	×	
	気象予報士	(財) 気象業務支援センター				○	×	○	直近1回(平成22年度)	×	○	・直近1回分の解答はホームページで無償公開 ・過去の問題及び解答を実施回ごとに書籍として販売(1冊1,680円)
	建設機械施工技士	(社) 日本建設機械化協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	建築施工管理技士	(財) 建設業振興基金		○			○	×	直近1回分(平成22年度)	×	×	
	電気工事施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	解体工事施工技士	(社) 全国解体工事業団体連合会		○			○	×	直近1回(平成21年度)	×	×	
	管理業務主任者	(社) 高層住宅管理業協会	○				○	○	直近10回(平成13～22年度)	×	×	・平成13・22年度の解答は未公開
	管理主任技術者(ダム)	(財) ダム水源地環境整備センター			○		×	×	—	×	×	・学科試験問題は同センターにおいて閲覧可能
	宅地建物取引主任者	(財) 不動産適正取引推進機構	○				○	○	直近22回(昭和63～平成21年度)	×	×	
	環境省	浄化槽管理士	(財) 日本環境整備教育センター				○	○	○	直近2回分(平成21・22年度)	×	○
計	55	37	11	29	8	7	36	30	—	1	6	—

- (注) 1 当省の調査結果に基づき作成した(平成23年4月7日現在)。
2 本表は、調査対象とした108資格制度のうち、試験合格が資格取得要件となっている54制度について整理した。
3 「公開の類型」欄中、「i 全部公開」は、試験実施機関が、過去に実施した試験について、複数回分の問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものを示す。ただし、後記の「iv 有償提供」にも該当する場合には、「ii 一部公開」として整理する。「ii 一部公開」は、試験実施機関がインターネットにより無償で、問題又は解答のいずれかのみを公開しているもの、直近1回分のみ公開しているものなどを示す。ただし、後記の「iv 有償提供」にも該当する場合には、「iv 有償提供」として整理する。「iii 非公開」は、試験実施機関が問題及び解答を全く公開していないものを示す。「iv 有償提供」は、試験実施機関が問題及び解答を手数料を徴収して情報提供しているもの、書籍として販売しているものなどを示す。なお、前記のとおり、本区分には「i 全部公開」又は「ii 一部公開」にも該当するものを含む。
4 「計」の数は、「試験実施機関」の欄を除き、それぞれに該当する資格制度の数を示す(「公開内容」欄については「○」に該当するもの)。